平成 30 年 11 月農業委員会総会議事録

平成30年11月27日午後3時00分、平成30年11月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 22 名

1 番	前田　優考	委員	2 番	須藤　秀人	委員	3 番	町田　功	委員
4 番	山本　修平	委員	5 番	三上　悦治	委員	6 番	進藤　司	委員
7 番	佐藤　剛郎	委員	9 番	成田　繁則	委員	10 番	石岡　千鶴子	委員
11 番	岩谷　裕子	委員	13 番	小嶋　勇成	委員	15 番	伊藤　公正	委員
16 番	小林　政貴	委員	17 番	佐藤　耕一	委員	18 番	鳴海　忠三郎	委員
19 番	木村　司	委員	20 番	三上　幸雄	委員	21 番	奥元　勝義	委員
23 番	櫻庭　潤	委員	24 番	白濱　不二男	委員	25 番	外﨑　眞司	委員
26 番	棟方　健	委員						

欠席委員　3 名

8 番	山内　知人	委員	12 番	相馬　司幸	委員	14 番	木村　芳文	委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	赤石　仁	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	岩木分室長	佐藤　久明
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	田澤　磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 83 号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 84 号　農地転用許可に係る意見について
議案第 85 号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 86 号　農用地利用集積計画の決定について
議案第 87 号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 88 号　弘前市の農業の振興に関する計画に係る意見について
議案第 89 号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）

報告第 39 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 40 号　農地法第 3 条の許可取消について
報告第 41 号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 42 号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 43 号　市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について

［開始時刻 14 時 55 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 30 年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。
欠席者の通告があります。議席番号 8 番 山内知人委員、12 番 相馬司幸委員、14 番 木村芳文委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。11 番 岩谷裕子委員、13 番 小嶋勇成委員、16 番 小林政貴委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 83 号を議題といたします。議案第 83 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 83 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 12,176 ㎡、畑 8 件 20,958 ㎡、合計 12 件 33,134 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 20,664 ㎡、畑 5 件 36,781 ㎡、合計 7 件 57,445 ㎡ であります。さらに、第 3 条第 3 項関係が、田 5 件 16,769 ㎡、畑 1 件 3,798 ㎡、合計 6 件 20,567 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、棟方健委員、前田優考委員、それに私、町田であります。３条許可申請に係る現地調査の結果、地元委員及び推進委員からの意見はありませんでした。
調査会では、申請書を審査し、検討した結果、3 ページの所有権関係受付番号 90 番から 10 ページ、使用収益権関係受付番号 107 番については、全ての申請おいて、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号についていずれも該当せず、農地法第 2 条第 3 項も含め許可要件をすべて満たしておりました。
また、11 ページ受付番号 2 番から 13 ページ受付番号 7 番については、いわゆる一般法人による解除条件付の借受の申請になりますが、農地法第 3 条第 2 項 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと並びに同条第 3 項各号の要件

調査委員長　を満たすことから、いずれも許可相当であると考えられました。なお、農地法第3条第 3 項による申請について市に意見を求めた結果、申請内容について、農業上の適正かつ総合的な利用の確保という観点からは、意見はないという回答があったことを併せて報告します。以上、申し上げたことから、すべての申請について許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 83 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 83 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 83 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 84 号を議題といたします。議案第 84 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 84 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 1,607 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 14 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分です。受付番号 15 番は第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる農業用施設等であることから、転用可能となるものであります。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 84 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第84号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第84号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第85号を議題といたします。議案第85号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第85号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件1,047㎡、畑2件4,759㎡　の合計6件5,806㎡であります。また使用収益権関係は、畑1件330㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号31番は、農地区分がその他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できるものですが、第1種農地の不許可の例外となる集落接続に該当することから、代替地の検討を要することなく転用可能となるものであります。受付番号32番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能となるものであります。受付番号33番から36番までの4件は、農地区分が第3種農地で、原則転用可能な農地区分であります。
23ページをお開きください。使用収益権関係の受付番号12番は、農地区分が第3種農地で、転用可能な農地区分であります。

以上の7件はいずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第85号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第85号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第86号を議題といたします。議案第86号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第86号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件6,669㎡、畑4件34,990㎡、合計6件41,659㎡であります。また、使用収益権関係では、田1件804㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第86号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る11月12日、奥元勝義副委員長と、進藤司委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。29ページをお開きください。所有権関係、受付番号81番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。
以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基本構想に適合するなどの各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第86号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第86号は、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第87号を議題といたします。議案第87号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第87号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の

事務局次長　規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 3 件 4,736 ㎡であります。今回提出されました 3 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 3 件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 87 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 87 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 87 号は、要請することに決定いたします。

次に、議案第 88 号を議題といたします。議案第 88 号は「弘前市の農業の振興に関する計画に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 88 号は「弘前市の農業の振興に関する計画に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号の規定に基づく、弘前市の農業の振興に関する計画の作成について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
まず、この計画につきましては、いわゆる 27 号計画というものでございます。農用地区域内の農地について、地域の農業振興を図るうえで、必要な施設の利用地とするために本計画に位置づけることにより、公益性が特に高いと認められる事業にかかる施設用地として、農振除外が例外的に可能となるものであります。
今回、本計画に位置づけられる農地は、農用地指定除外の 3 件で、面積は 9,301 ㎡となっております。それでは、概要を説明いたします。38 ページから 39 ページにかけては、計画作成の趣旨が記載されております。39 ページから 44 ページにかけては、当市の概要が記載されております。44 ページから 48 ページにかけては、当市の農業振興の方向及び方策等を記載しておりますが、うち 45 ページの「(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導」として、耕作放棄地については関係機関等と連携しながら、早期発見に努め、高齢化等により管理不良になることが予想される農地は、良好な管理状態のうちに農業委員会のあっせん事業等を通じて、担い手農家に集積する等、管理体制の確立に努めるとしています。また 46 ページの「(2) 農地の流動化対策」として、農地移動適正化のあっせん、利用権設定等の促進、農地中間管理事業の活用等により、経営規模の拡大や利用集積を進める旨が掲げられております。次に、47 ページから 48 ページには、当市の土地利用の方向が示されており、うち 48 ページの上段、「非農業的土地利用の方向」では、農用地に対する非農業的土地利用は、農業生産基盤を揺るがすものに成りかねないが、農用地の集団性や生産性を保ちつつ、計画的に行うことは、農家世帯の収入増や集落の定住人口確保につながり、結果として農業の振興に寄与するものと考えられることから、地域の要望、地域農業への貢献を基準として対応していくとしております。そのうえで、50 ページ以降の施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件の項目に、農業振興に寄与するものとする個別の施設の概要が記載されているものであり、また定期的な検証にあたっては、それぞれの目標達成に係る検証をすることとしております。以上のことから、この 27 号計画案については、具体的内容や方向性等が妥当であり、地域の農業振興に資する計画であると考えます。なお、この計画に

事務局次長　位置付けようとする個別の施設につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　今回、計画書に記載された施設の用に供する土地は 3 件で、この計画に位置づけられることにより、今後、農振農用地区域から除外された場合、農地法の転用許可基準を満たすことになります。

まず 50 ページからの施設番号 30-1 は、目的が農家住宅 1 棟の建築で、農業者の高齢化や後継者不足等により農家数が減少傾向にある中、担い手の定住促進が図られ、地域の農業振興につながるため必要な施設であり、面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて妥当な規模であると考えられました。55 ページからの施設番号 30-2 及び 30-3 は、事業者が運送業者で、目的は敷地拡張してトラックターミナルを整備するものであります。事業者は、弘前市内のみならず近隣市町村で生産された農産物を取り扱っており、今回の敷地拡張により、運送車両の増台が可能となり、地元農産物の更なる流通拡大が期待できることから必要な施設であり、面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて妥当な規模であると考えられました。

以上申し上げたことから、弘前市の農業の振興に関する計画については、異議ないものと考えられました。なお、地域を担当する委員が現地調査を行った結果、当該計画にかかる施設用地の整備については、周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正との回答があったことを併せて報告します。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査した委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 88 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 88 号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 88 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 89 号を議題といたします。議案第 89 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 89 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 第 32 項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数は 1 件であります。農業を営んでいた被相続人から農地等を相続等で取得し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の納税猶予の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出

事務局次長　することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。
　この１件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められるものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 30 年 11 月 27 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 89 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 89 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 89 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 39 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 39 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 29,095 ㎡、畑 12 件 98,609 ㎡、合計 16 件 127,704 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 69 ページ、受付番号 81 番から 70 ページ、受付番号 96 番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。

議　　長　報告第 39 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 40 号「農地法第 3 条の許可取消について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 40 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 7,359 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、73 ページの取消理由欄に記載のとおり、双方の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第 40 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 41 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 41 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係の田 4 件 3,232 ㎡、畑 4 件 783.77 ㎡、合計 8 件 4,015.77 ㎡であります。
なお、届出理由につきましては、77 ページから 78 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 41 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 42 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 42 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 21,703 ㎡、畑 1 件 7,513 ㎡、合計 3 件 29,216 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、81 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 42 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 43 号「市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 43 号は、「市街化区域内の農地買受適格証明書の発行について」であります。市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明願の提出があり、これを受理し、証明書を発行したので報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 1,200 ㎡であります。国税徴収法に基づく公売参加のための証明書であり、買受理由は住宅建築であります。
なお、本件については、今月 1 日に落札による売却決定がなされ、去る 9 日に農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理しております。報告月の締め日の関係により、届出内容の詳細については、来月の報告議案に掲載することとなります。以上であります。

議　　長　報告第 43 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 33 分］